

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 省略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 現に市内に住所又は勤務場所を有する者であること。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)にあっては、この限りでない。</p> <p>ア～ク 省略</p> <p>(3) その者の収入が入居の申込みをした日においてアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 前号ウ、エ、<u>カ又はキ</u>に該当するものがある場合 214,000円</p> <p>ウ～カ 省略</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 現に市内に住所又は勤務場所を有する者であること。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)にあっては、この限りでない。</p> <p>ア～ク 省略</p> <p><u>ケ 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第1項に規定する犯罪等により現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである者</u></p> <p>(3) その者の収入が入居の申込みをした日においてアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 前号ウ、エ<u>又はカからケ</u>までに該当するものがある場合 214,000円</p> <p>ウ～カ 省略</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>